延滞税8千万円 自宅公売

にっぽんの負担

税の現場から

反響編

シリーズ「にっぽんの負担」で、消費税の滞納問題（8月23日付朝刊）や、自治体の徴税姿勢（同31日付朝刊）を報じたところ、差し押さえを経験した人などから多くの反響がありました。改めて取材すると、「自己責任」と切り捨てられない窮状が見えてきました。

毎月約束通り納めていたが

8月31日付では、国民健康保険料を滞納した横浜市の事業者が預金を突然差し押さえられた事例を紹介した。横浜市の別の自営業の男性は、滞納分を約束通り分割して納税していたのに差し押さえられたという。

男性は昨年度、国保料約20万円を滞納していたが、区の担当者と分納の約束をし、毎月その通り納めていた。しかし、予告なしで預金を差し押さえられた。義母から借りて完納し、差し押さえが解かれるまでの数日間、引き出しもできず、口座引き落としも止まってしまった。妻は「日常の買い物すらできず、本当に困った。ここまでひどいことをする市とは思わなかった」と話す。

男性が市と交わした「分割納付計画書」には「計画書どおり履行されない場合（略）差押えや公売等の滞納処分の対象となる場合があります」と書いてある。計画通り納めれば差し押さえはないとも読める。男性は「滞納したのは申し訳ないが、仕事が減って本当に払えなかった。何とか約束通り分納してきたのに、突然差し押さえをするなんて行き過ぎだ」と憤る。

横浜市保険年金課は「一般論として新たな財産が見つかれば、約束通り分納していても差し押さえることがある。法的に問題はない。担当者と組織の判断が違う場合もある。納付相談の時に説明しているはずだ」と主張している。

「なぜ払わない」客の前で詰問

国税でも厳しい差し押さえを経験した人がいる。

仙台市のある飲食店は今年初め、営業中に入ってきた税務署員に現金9万円を差し押さえられた。残されたのは千円札20枚。署員は店主の妻に近寄って「消費税の滞納、いくらかわかっているのか」と尋ねた。妻が金額を答えると「何で払わない。大変でも払っていくところはある」などと詰め寄ったという。

店主は取材に対し「客の前でプライバシーも何もない。営業妨害だ」と話す。

家族で切り盛りし、最盛期は年商1億円を超えていた。だが、父親が病気になって休んだり、東日本大震災で客足が減ったりして赤字に陥った。消費税などの滞納額は、割り増しの延滞税を含めて200万円を超えた。

税務署と相談し、昨年前半までは分納を続けていたが、その後、父親がまた入院し、余裕がなくなった。延滞税を減免する納税猶予制度があるが、店主は署員から説明を聞いたことがないという。

首都圏の一人暮らしのある80代女性は最近、50年以上住み慣れた自宅を公売にかけられ、立ち退きの不安におびえる。かつて夫が相続税4100万円（本税）を滞納し、女性はそれを大幅に上回る5千万円余りをすでに納税したが、8千万円にのぼる延滞税を完納できず、公売に至った。

2007年に亡くなった夫が、その14年前に父親が死亡した時の相続税を滞納していた。女性は夫の死後に問題を把握し、土地を売って納税したが、滞納期間中ほぼずっと年14・6％の延滞税がかかっていた。

延滞税率は今年は納期限後2カ月までが2・8％、その後は9・1％だ。低金利が長く続き、2カ月を超える延滞税率も14年から市場金利に応じて毎年上げ下げする制度に改められた。ただし、さかのぼって下がるわけではない。女性は国税不服審判所に公売の取り消しを求めている。

都内の70代男性はここ2年ほど、自分の年金を担保に融資を受け、滞納や取引先への支払いに充ててきた。経営する内装会社の業績が悪化し、税や社会保険料の滞納が約1千万円ある。年金から支払いや返済額を引くと、手元に残る生活費は夫婦で月10万円余り。生活保護基準を下回っている。男性は「税や保険料は精いっぱい払ってきたが、延滞税が重くて残高が減らない。安倍首相は再チャレンジできる社会を目指すと言うが、今は一度つまずいたら立ち上がれない」と話す。税理士に相談し、徴収の停止を求めていくつもりだという。

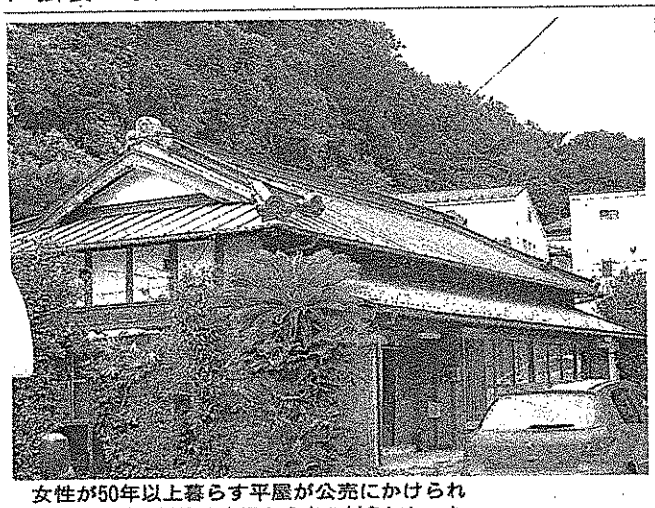

女性が50年以上暮らす平屋が公売にかけられた。玄関前の賃貸駐車場も公売の対象になった

考論 税が命奪わぬよう猶予制度の周知を

滞納相談センター会長
大野寛税理士

20年前、国税局を退職したころは税務署の徴収が一番厳しいと言われていた。それが、この10年ほどで自治体の徴収が非常に厳しくなった。国から地方への税源移譲の結果、力を入れ始めたためと言われる。

徴税に絡む自殺のニュースが各地から届くようになり、対処法をまとめた「差押え」という本を2012年に仲間の税理士と出版した。滞納の相談が増え、今年9月に滞納相談センター（03・6268・8091）を立ち上げた。1カ月で約40件の相談があった。

最近は、国や自治体が強い権限を持っていることばかり徴収担当者に教え、憲法の基本的人権の教育が足りないのではないか。

延滞税率を下げたのはよいが、分割納税だけでは延滞税が発生し、滞納者の窮状は解決しない。延滞税を減免できる納税猶予制度を周知して、税が命を奪うようなことは無くして欲しい。滞納者自身も誠実な姿勢が求められる。

延滞税率は金利を大きく上回る

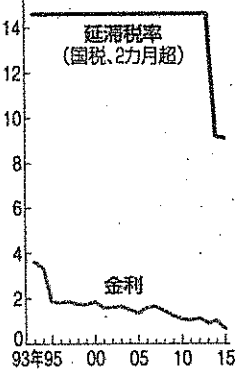

金利は銀行貸出約定平均（新規、短期、各年12月、15年のみ9月）

取り立て基準の開示請求

横浜市に対し、滞納者への取り立て方法を記した「滞納整理マニュアル」の開示を求める動きもある。

東京地方税理士会の研究委員会の人たちが昨年4月請求した。「横浜のやり方が厳しいと聞き、市のマニュアルにどこまで書かれているのか、納得のいく基準なのか確認したい」（木村真紀税理士）という。

翌月に一部が開示されたが、表紙や目次が省かれ、ページが大きく飛んでいる。

差し押さえ減る市も

8月31日付では、全国20の政令指定市と東京23区の2013年度の差し押さえ件数などを紹介した。人口あたりの差し押さえ件数が最も多かった岡山市は、翌14年度、差し押さえ件数を13年度より4割近く減らした。今年度は13年度の半数以下になりそうだという。

岡山市によると、差し押さえの大多数が「預貯金」だった。だが、回収できても少額のことが多く、事務負担が大きいわりに徴収率のアップに必ずしも結びつかないと判断し、より大口の回収を優先することにしたという。市の担当者は「給料や売掛金の差し押さえも躊躇はしないが、分納を申し出るなど、市民に払う意思があるうちに突然差し押さえるようなことはしない」と話している。

（佐藤秀男）

地裁に提訴した。

原告代理人の伊藤武洋弁護士は「滞納の処理が適切かどうか市民が監視する必要がある」と話す。東京国税局や神奈川県庁にも開示を求めている。（高谷秀男）

「にっぽんの負担」は原則として月曜日朝刊に掲載します。ご意見はメール（keizai@asahi.com）にお寄せください。

10/26 朝日